

生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について

生活扶助基準の見直しの影響を受ける国の制度 (①できる限り影響が及ぼないよう対応するもの)

項目	生活保護基準との関係	平成25年度の対応	国庫補助率
厚生労働省	<p>保育所の徴収金(保育料)基準額表の階層区分として、生活保護受給世帯等(第1階層)、市町村民税非課税世帯(第2階層)、市町村民税課税世帯(第4～8階層)を採用。</p> <p>徴収金(保育料)基準額: 第1階層 負担なし ⇒ 第2階層 9,000円(6,000円)～ ⇒ 第3階層 19,500円(16,500円) 第4階層～第8階層 30,000円(27,000円)～ ※3歳未満児の場合、()内は3歳以上児の場合</p>	<p>△</p> <p>第2階層の者については、特に困難していると市町村長が認めめた世帯については、無料とすることが可能となっています。</p>	1/2
児童保護費等 負担金等	<p>児童入所施設措置費、保育所運営費、障害児施設措置費等について、 ○「一般生活費」、「日用品費」、「期末一時扶助費」及び「期末一時扶助費」については、これまで準拠していいた「標準世帯」の設定が行われなくなりたことなどを踏まえ、「葬祭料」及び「入進学支度金」、「分娩介助料」についても、これまで同様。</p> <p>○「一般生活費」、「日用品費」、「児童用採暖費」及び「児童用採暖費」の改定に際しては、生活保護の「改定率」に準拠し、改定前の額を増減させている。</p> <p>○「期末一時扶助費」、「入進学支度金」、「葬祭料」及び「分娩介助料」についても、これまでは、生活保護における単価の改定に準じて改定している。</p> <p>※単価は毎年度の予算において決定。</p>	<p>○「一般生活費」、「日用品費」、「児童用採暖費」及び「期末一時扶助費」については、これまで準拠していいた「標準世帯」の設定が行われなくなりたことを踏まえ、「葬祭料」及び「分娩介助料」についても、これまで同様。</p> <p>※今後の改定の在り方にについては、速やかに検討を行い、その結果を踏まえ対応する。</p>	1/2

◎: 対象者や補助額が実態として変わらないもの
△: 国が必要な予算は確保しているが、自治体の裁量によって影響が生じるもの

<p>日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾患に対し、日常生活の便宜を図ることを目的として、特殊寝台等の日常生活用具を給付するもの。</p> <p>自己負担限度額の階層区分として、生活保護受給世帯等(A階層)、市町村民税非課税世帯(B階層)、所得税非課税かつ市町村民税課税の世帯(C1・C2階層)、所得傳税課税世帯(D1～D19階層)を採用。生活保護受給世帯等は負担なし。</p> <p>【負担額】 生活保護世帯等:0円 →市町村民税非課税世帯:1100円 →所得税非課税世帯(所得割の額のない世帯):2250円 →所得傳税非課税世帯(所得割の額のある世帯):2900円</p>	<p>生活保護基準の見直しによる影響を受けないように、保育所の保育料の免除に係る措置同様、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市町村が認めた世帯についても、自己負担を無料とする取扱いができるようにする。</p> <p>△</p>	<p>生活保護基準の見直しによる影響を受けないように、保育所の保育料の免除に係る措置同様、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市町村が認めた世帯についても、自己負担を無料とする取扱いができるようにする。</p> <p>△</p>
<p>未就児の養育について、医療保険の自己負担分の全部又は一部を補助するもの。</p> <p>自己負担限度額の階層区分として、生活保護受給世帯等(A階層)、市町村民税非課税世帯(B階層)、所得税非課税かつ市町村民税課税の世帯(C1・C2階層)、所得傳税課税世帯(D1～D14階層)を採用。生活保護受給世帯等は負担なし。</p> <p>【負担額】 生活保護世帯等:0円 →市町村民税非課税世帯:2600円 →所得税非課税世帯(所得割の額のない世帯):5400円 →所得傳税非課税世帯(所得割の額のある世帯):7900円</p>	<p>生活保護基準の見直しによる影響を受けないように、保育所の保育料の免除に係る措置同様、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市町村が認めた世帯についても、自己負担を無料とする取扱いができるようにする。</p> <p>△</p>	<p>生活保護基準の見直しによる影響を受けないように、保育所の保育料の免除に係る措置同様、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市町村が認めた世帯についても、自己負担を無料とする取扱いができるようにする。</p> <p>△</p>
<p>結核児童療養給付事業</p>	<p>特に長期の療養を必要とする結核児童を病院に入院させ、適切な医療等の給付を行うもの。</p> <p>自己負担限度額の階層区分として、生活保護受給世帯等(A階層)、市町村民税非課税世帯(B階層)、所得税非課税かつ市町村民税課税の世帯(C1・C2階層)、所得傳税課税世帯(D1～D19階層)を採用。生活保護受給世帯等は負担なし。</p> <p>【負担額】 生活保護世帯等:0円 →市町村民税非課税世帯:2200円 →所得税非課税世帯(所得割の額のない世帯):4500円 →所得傳税非課税世帯(所得割の額のある世帯):5800円</p>	<p>生活保護基準の見直しによる影響を受けないように、保育所の保育料の免除に係る措置同様、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市町村が認めた世帯についても、自己負担を無料とする取扱いができるようにする。</p> <p>△</p>

<p>利用料については各市町村等において定めることとしているが、生活保護法による被保険者世帯や、市区町村へ補助を行っている。</p> <p>(参考) 低所得者減免分加算 ・生活保護法による被保険者世帯 5,000円×年間延利用人員 ・市区町村民税非課税世帯 2,500円×年間延利用人员</p>	<p>生活保護基準の見直しによる影響を受除に係る措置に準じて、市町村民税非課税世帯のうち、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額について、被保険世帯と同額とするようにする。</p> <p>△ 1/2</p>
<p>児童入所施設への入所又は委託に要する費用等を支弁した都道府県又は市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができるもの。</p> <p>児童入所施設の徴収金基準額表の階層区分として、生活保護受給世帯等(A階層)、市区町村民税非課税世帯(B階層)、市町村民税課税かつ所得税非課税の世帯(C階層)、所得税課税世帯(D階層)と設定。</p> <p>児童入所施設の徴収金基準額:A階層 負担なし ⇒ B階層 2,200円(1,100円) ⇒ C階層 所得に応じて4,500円(2,200円)~6,600円(3,300円) D階層 所得に応じて9,000円(4,500円)~全額徴収</p> <p>※入所施設の場合、()内は母子生活支援施設、自立援助ホームの場合、情緒障害児短期治療施設等の通所利用の場合</p> <p>児童入所施設の徴収金措置の概要</p>	<p>B階層の世帯については、扶養義務者のいない世帯、母子世帯等又は在宅障害児(者)がいる世帯にについても、特にB階層の世帯についても、特に困窮していると都道府県又は市町村の長が認めた世帯については、無料とすることが可能となっている。</p> <p>※助産施設の費用負担について [は]、B階層以上であれば、医療保険から支払われる出産育児一時金で賄うことができるため、実質的な負担増にはならず、ただちに対応が必要なものではない。</p> <p>△ 1/2</p> <p>※ただし、B階層となつた場合であっても、扶養義務者のいない世帯、母子世帯等又は障害児(者)がいる世帯の場合の負担はゼロとする。また、それ以外のB階層の世帯についても、特に困窮していると都道府県又は市町村の長が認めた世帯については、無料とすることが可能となっている。(助産施設を除く)</p>

障害児に対して契約によらずに行政処分として障害児入所支援を提供した場合の負担基準月額の段階区分として、生活保護受給世帯等、市町村民税非課税世帯、市町村民税課税世帯等を採用。生活保護受給世帯等は負担なし。

徴収金基準月額：A階層（生活保護受給世帯等） 負担なし ⇒ B階層（市町村民税非課税世帯）2,200円 ⇒ C階層（市町村民税非課税世帯かつ所得税課税世帯）4,500円～6,600円 ⇒ D階層（所得税課税世帯）所得に応じて9,000円～全額徵収

ただし、B階層となつた場合であっても、扶養義務者（ないい世帯、母子世帯等又は障害児（者）がいる世帯の場合の場合はゼロとする。また、それ以外の世帯でB階層となつた場合であっても、都道府県の長の判断で、負担をゼロにすることが可能

障害児入所支援の措置

B階層の世帯については、扶養義務者（ないい世帯、母子世帯等又は在宅障害児（者）がいる世帯）には、無料となつている。それ以外のB階層の世帯についても、特に困窮していると都道府県の長が認めた世帯については、無料とすることができる。

1／2

国民健康保険・後期高齢者医療制度において、保険者は、一部負担金を支払うこととされ、以下の場合に該当する減免を行なうことは、減免に要した費用の2分の1を国が財政支援することとしている。 【国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第6条第3号、後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第6条第2号】	本措置は、災害等により一時的に収入が減少した国保等の被保険者に対して、保険者判断により窓口負担を減免した場合に、当該保険者に財政支援を行うもの。	△ 窓口負担を減免するか否かは、災害等による一時的な収入減少が発生し、減免申請があつた時点で、世帯の生活困難の状況により判断されるものであり、生活保護基準の見直しにより、既に減免措置を受けている者の取扱いがたちに変わるものではない。	△ 一部負担金の減免に要した費用の1/2
国民健康保険・後期高齢者医療制度における一部負担金の減免に対する財政支援	基準> 災害により資産に重大な損害を受けたことや、事業・業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したこと等により、以下のいずれにも該当することとなる世帯に対し、一部負担金の減免を行なうこと。 ・世帯の収入が生活保護法の生活扶助・教育扶助・住宅扶助についての生活保護基準額以下であること ・世帯の預貯金が生活保護基準額の3ヶ月分に相当する額以下であること ※国民健康保険においては、上記基準に加え、入院療養を受けた被保険者に対する療養の給付に係る一部負担金の減免であることが必要。	自立支援医療等に限らず、国民健康保険等をも含む保険料・自己負担(軽減後)を負担してもなお、今後の生活を継続できるか十分に配慮するか、生活保護の廃止を判断した上で、生活保護の停止を判断する取扱いなどについており、福祉事務所に対してその旨を徹底。	
自立支援医療の負担上限月額等の段階区分	自立支援医療等の負担上限額の段階区分として、生活保護受給世帯等、市町村民税非課税世帯、市町村民税課税世帯を採用。自立支援医療については、生活保護受給世帯等は負担なし、市町村民税世帯非課税かつ年金収入80万円以下は2,500円。【障害者自立支援法施行令等】		

文部科学省	<p>学校教育法上、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対する、市町村は必要な援助を与えることとされている。支給対象者の範囲については、各市町村の判断。</p> <p>＜生活保護の要保護者＞ 生活保護の要保護者に対して学用品費等の支給を行った場合には、国が費用を補助することとされている。【就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律】</p> <p>※要保護者：保護を要する状態にある者</p> <p>＜準要保護者＞ 市町村(教育委員会)の判断で、要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者(準要保護者)についても支給を実施している。</p>	<p>生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、25年度当初に要保護者として就学支援を受けていると市町村が認めていた者に、特に困窮していると市町村が認めた世帯については、要保護者としての国庫補助申請を認め引き続き、特に困窮していると市町村が認めた世帯についても、要保護者としての国庫補助申請を認めることとする。</p> <p>※要保護者：保護を要する状態にある者</p> <p>＜準要保護者＞ 市町村(教育委員会)の判断で、要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者(準要保護者)についても支給を実施している。</p> <p>特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対する、市町村は必要な支援を行うにあたって、生活保護基準をもとに保護者への支援に応じて支弁基準(Ⅰ～Ⅲ区分)(※)を設定し、その区分ごとに保護者への支援の内容を定めている。【特別支援学校への就学奨励に関する政令】</p> <p>(※)第Ⅰ区分 生活保護基準の1.5倍未満 第Ⅱ区分 生活保護基準の1.5倍から2.5倍以上 第Ⅲ区分 生活保護基準の2.5倍以上</p>
-------	---	--

△

◎

子どもが幼稚園に通っている場合に、地方公共団体が行う補助に対して国庫補助
(平成24年度補助単価) (※)

[公立]
生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税所得割非課税世帯
(年収約270万円以下)…20,000円

[私立]
〔4階層区分〕

- I 生活保護世帯…226,200円
- II 市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)
(年収約270万円以下)…196,200円
- III 市町村民税所得割課税額(77,100円以下)世帯…112,200円
(年収約360万円以下)
- IV 市町村民税所得割課税額(211,200円以下)…49,800円
(年収約680万円以下)

(※)いざれも第1子の額

生活保護基準の見直しによる影響
を受けないよう、25年度当初に第一階層(生活保護世帯)であつた者
で、引き続き、特に困難していると市
町村が認めた世帯については、第一階層としての国庫補助申請を認め
る取扱いとする。

1/3

幼稚園就園要
励費補助

生活保護世帯等の児童生徒に対する都
道府県の補助(国は都道府県に対し国庫補助(小中学生のみ)等により支援)

私立高等学校
等授業料等減
免

△

△

◎

1/2

生活保護基準の見直しによる影響
を受けないよう、25年度当初に生活
保護世帯として減免を受けていた者
であつて、引き続いていると認めた者
に、引き続き、特に困難であると認
めた者に対する減免措置を行なう学校法人に対する都
道府県の補助(国は都道府県に対し国庫補助(小中学生のみ)等により支援)

1/10

法務省

生活保護法による保護を受けている者及び生活保護による保護を受けている者
に準ずる程度に生計困難である者(※)は、代理援助・書類作成援助の被援助者
に対する、立替金償還免除・猶予の対象となり得る。
【総合法律支援法に基づき策定された日本司法支援センター業務方法書】
(※)申込者及びその配偶者の場合は手取り
民事法律扶助の償
還の免除・猶予
の立替金の償
還の免除・猶予

被援助者の中に、仮に生活扶助基
準の見直しにより保護証明となる者
がいたとしても、「生活保護に準ずる
程度に生計困難である者」として、
引き続き立替金償還免除・猶予の
対象となり得る。

7

生活扶助基準の見直しの影響を受ける国の制度

(②生活保護と同様の給付を行っており、生活保護の基準の例により給付を行うもの)

項目	生活保護基準との関係	平成25年度の対応	国庫補助率
厚生労働省 中国残留邦人等に対する支援給付	中国残留邦人等の置かれた特別の事情にかんがみ、老後生活の安定に資するよう、収入に応じた支援給付を行つもの(老齢基礎年金の満額支給に上乗せして支払われるなども)に、支給に当たつては、収入認定や資産の保有等において弾力的な取扱いをしている。)。【中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び帰国情報の自立の支援に関する法律】	残留邦人の置かれた特別の事情にかんがみ、生活保護と同様の給付を行つているものであり、引き続き、生活保護の基準の例により給付を実施。	3／4
国立ハンセン病療養所等入所者扶養費	ハンセン病療養所入所者の家族のうち、その生活の需要に不足分があつた場合、生活保護の基準の例により、生活援護を行つるもの。【ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十九条に規定する政令】	ハンセン病療養所入所者の家族の置かれた特別の事情にかんがみ、生活保護と同様の給付を行ついるものであり、引き続き、生活保護の基準の例により給付を実施。	10／10
ハンセン病療養所非入所者扶養費(援護加算分)	ハンセン病療養所の非入所者の生活の安定等を図るため、非入所者の収入(非入所者給与金を除く。)が生活保護基準を下回る場合に、非入所者給与金に加え、援護加算として、生活保護基準に達するまでの金額を支給するもの。援護加算は、生活保護の基準の例により行う。【ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十九条に規定する政令】	ハンセン病療養所の非入所者の置かれた特別の事情にかんがみ、生活保護と同様の給付を行ついるものであり、引き続き、生活保護の基準の例により給付を実施。	10／10
地方単独事業等	生活保護基準との関係	平成25年度の対応	国庫補助率
文部科学省 災害共済掛金の一部免除	独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)の行う災害共済給付制度に関して、公立の義務教育諸学校の設置者は、児童又は生徒の保護者(要保護者又は準要保護者)から共済掛金の一部(学校の設置者の定める額)を徴収しないことができる。【独立行政法人日本スポーツ振興センター法】	国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断して頂くよう依頼。	—

△

△	△	△
都道府県が実施する高等学校等奨学金事業については、奨学生の貸与を受ければ れる者の要件として収入基準を設けており、一部の都道府県において当該収入 基準に生活保護基準を参照している。	各都道府県における高等学校等契 約金事業の現行水準が維持される よう、依頼。 —	—
大学等授業料 減免等	生活保護基準に連動した所得基準等を各大学等の判断で設定している場合があ る。	今回の生活保護基準の見直しにより 低所得世帯に対する授業料減免 の取組が後退しないよう、各大学に おいて適切に対応してもらうよう依 頼する。 —
国土交通省	公営住宅の家 賃減免	平成25年2月5日の閣僚懇談会の趣 旨を踏まえ、平成25年5月17日に各 地方公共団体あてに情報提供を実 施。

(注)個人住民税の非課税限度額や非課税限度額を参照する制度については、平成25年度の影響はなく、平成26年度以降の議論を踏まえて対応する。
(滞納処分における給料等の差押禁止額については、変更の必要があれば同様の対応。)

生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について(対応方針) 別添

1. 個人住民税の非課税限度額等

(医療保険等の自己負担限度額の軽減など、非課税限度額を参照しているものを含む)

- 25年度は影響は無い。
- ○ 26年度以降の税制改正において対応。
- 非課税限度額を参照しているものは、26年度以降の税制改正を踏まえて対応。

2. その他生活扶助基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度

- ① 生活扶助基準の見直しに伴う他の制度への影響については、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ぼないよう対応することを基本的考え方とする。(就学援助、保育料の免除、児童養護施設等の運営費等)
- ② ただし、生活保護と同様の給付を行っているような制度については、生活保護の基準の例により給付を行う。(中國残留邦人への給付等)

3. 地方単独事業

(例: 準要保護者に対する就学援助)

- ○ 国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断して頂く
 よう依頼

。62博

该规则与《大阳公司改革方案》的指导思想是一致的。

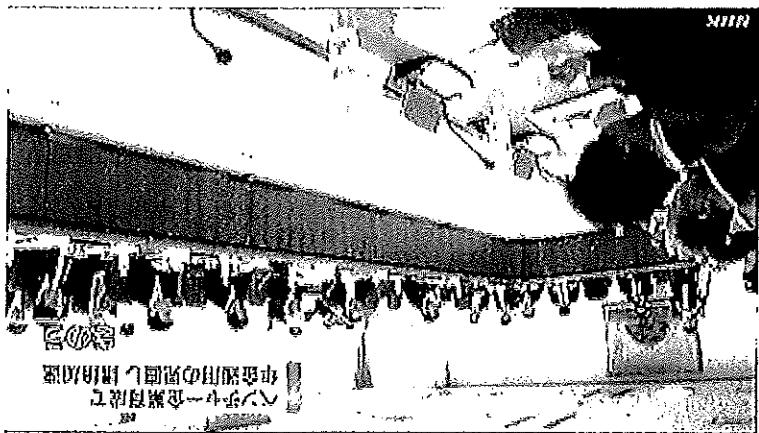
（二）若干个学科的育成案在摸拟会上由各科科会专题讨论。

政府の産業競争力会議は、2016年春から成長戦略委員会の名で活動を始め、1日、今

• 博江集

政府的產業競爭力公報指出，已於6月底完成的「新力女力成長戰略案」、以及「一企業零

K10034300611_1404020521_1404020522.mp4



4月2日 4時56分 7年金鑽立金毛發算毛

(2) 分子与①蛋白质②核酸制备器

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の運用方針の改革方針、年金基金の投資方針をより多く資金の根本的・本質的な強化を図る。

(1) 年金基金(年金基金)于每一核算期的余额

《江子》中的一句形體的成長是未來實現了為人、社會充動力才大顯其制度改革老推進力、新方法政策手段在大體上集中發下身了。

1. 社会老龄化与大数据制度政策的推進

米國在1776年、5—5月、7月17日～7月4日為止、米國成員、
經濟發展、民主政體（企業民主）多。特此、今日
日本、自律的（自己）手～力生主化、成長（C）、（～）手～創造的財富
970年代末から、米國政府の明確な政策意圖（日本を支援力貢献（C）、
236件勅令法、一見、民間主導の發展に留められたが、その背景には、
70年代末から多くの米國政府の明確な政策意圖（日本を支援力貢献（C）、
我が國では、手～力數多（創出文化、成長）主導（C）の二本柱、
章（指針）が開設を考慮（C上）、政府（C）、（～）手～支援の政策意圖を
明確に宣言（C）、民間企業（C）、（～）手～創造の財富（C）を
追求する。」。

IV. ハーフ一剪道の好適場所の実現に向むけ

平成26年4月 兵庫県立有識者会議

- 伊藤 里佳 (株) 和光会 代表取締役
- 関立 伸資 木下口之介子トヨシコロフジ 日本代表
- 堀 篤人 今口一巳今村豊太郎 大学院 学長
- 岸谷川 博和 早稲田大学ビジネススクール 教授
- 南嶺 香子 (株) ハート・エフ・エフ・取締役 岩下アキ子
- 壱山 和彦 (株) 機器共創基盤 代表取締役
- 球 素織 WIL CEO MOVIDA JAPAN(株)
- 伊佐山 元 (株) 伊佐山有限公司 代表取締役
- 関島 伸也 (株) 和光会 代表取締役
- 関根正樹 (株) 伊佐山有限公司 代表取締役

委員名簿

八二十九有限公司

(株) 伊佐山有限公司

平成25年10月18日現在

西漢書卷之二

金匱要略

* 指制改革会議の建議を踏まえ、規制改革会議は委員会による議論も必要な材料

。」李衡、王贊、王贊。

「產業競爭力公報」(平成25年9月2日産業競争力公報)に、(公基)の産業競争力公報分科会の開催(平成25年9月2日)が記載されています。

日本語の歴史

平成25年9月2日

華東師大會課件圖文設計與編輯(2012)

第三部 年金積立金運用のあり方について

1 運用利回りの示し方等について

(運用の目的) 第二十五条 擇立金の運用法、擇立金が国民年金の被保険者から徴収された保険料の一部(第一号、第二号、将来の給付の算定の重要な財源となるもの)をもとに、国民年金事業の運営の安定化を図るために次のとおりとする。

◎国民年金法(昭和三十四年法律第二百四十一号)(抄)

第十九条の二 年金特別会計の厚生年金勘定の積立金（以下この章（運用の目的）
（積立て金）「積立て金」又は「積立て金」。）の運用方法、積立て金の厚生年金保険の被保険者
からの徵収比率が年保険料の一部である、かかる積立て金の運用方法、積立て金の厚生年金保険の被保険者
の財源となるもの又はこれを特に留意し、専ら厚生年金保険の被保険者
の利益のための長期的・長期的効率的・安全効率的の運用を行なうことを目的とする。
厚生年金保険事業の運営の安定の観点からこの各目

○厚生年金保険法(昭和二十九年法律第二百五号)(抄)

第二十案 管理運用法人法、中期計劃法、次仁措財之事項之定めの手引書。

- 一 年金積立金の管理及く運用の基本的手方針
- 二 年金積立金の管理及く運用における長期的方針点力との算率の構成(二圖)之事項

(四) 3

(役員等の注意義務)
第十一条 管理運用法人の役員及の職務、年金積立金の原生年金保険及び国民年金の被保険者及び被扶養者に保険料の一部又は全額、将来の給付の責務を負うる旨の文書に特記する旨、慎重かつ細心の注意を払ひ、全力を擧げてその職務を遂行するに努むるが爲めに。
2 理事長及び理事事務、第十八条第一号に掲げる年金業務(以下「管理運用
業務」)。)に關する職務の執行に際し、委託を受けて他人のため
の計算等の管理及び運用を行ふ者は、その職務の執行に際し、一般に認
める範囲内に於ける事務の如見合基準の慎重な判断を爲すものと同様の狀
況の下で該注意事項相当の注意(第二十二条に於ける「慎重な専門家
の注意」)。)を払ふに當らざるが爲めに。

第三条 年金積立金管理運用执行机关(以下「管理运用法人」)の目的(管理运用法人の目的)。
年金積立金管理運用执行机关(以下「管理运用法人」)は、(昭和三十四年法律第二百四十一号)の規定に基き、厚生年金保険事業者(昭和三十九年法律第二百五号)及び国民年金法(昭和三十九年法律第二百四十一号)の規定に基き、厚生年金保険事業者(昭和三十九年法律第二百五号)及び国民年金法(昭和三十九年法律第二百四十一号)の規定に基き、厚生年金保険事業者(昭和三十九年法律第二百五号)及び国民年金法(昭和三十九年法律第二百四十一号)の規定に基き、厚生年金保険事業者(昭和三十九年法律第二百五号)及び国民年金法(昭和三十九年法律第二百四十一号)の規定に基き、厚生年金保険事業者(昭和三十九年法律第二百五号)及び国民年金法(昭和三十九年法律第二百四十一号)の規定に基基。

- 2 前項各号に掲げたる事項は、資産の管理及く運用に關する一般の體例のと
れに於ける事項の如き並びに外の經濟動向を考慮するに足る事項、年
金積立金の運用方、市場その他民間活動による影響等の留意点、
完全なる確実な基本法、年金積立金の運用方特定期定の方針(集中化等)
及び、厚生年金保険法第十九条の二及び国民年金法第二十五条の
3 第一項第二号に掲げたる事項は、厚生年金保険法第二条の四第一項
の留意点等のとれに於ける事項及び国民年金法第四条の三第一項
に規定する助政の現況及び見通し及く国民年金法第四条の三第一項
に規定する助政の現況及び見通し及く国民年金法第十九条の二の留用
收入の要職の可能性の留意点等のとれに於ける事項。
4 (略)
- (積立金の管理及く運用)
第二十一条 厚生年金保険法第十九条の三第一項の規定に基く
審託者から積立金(以下「厚生年金積立金」)及び国民年金法第
二十八条第一項の規定に基く審託者から積立金(以下「国民年金積
立金」)又は、(1)運用法、(2)積立方針法(以下「安全力の効率的に行方
不正行為」)。

○基本要素 今、出口委員会規則の申立て手続、税金(国庫)支拂の手續。

△内債券の申立て手續、被保険者登録手續、年金額変更手續。

△内債券の申立て手續、被保険者登録手續、年金額変更手續。

△内債券の申立て手續、被保険者登録手續、年金額変更手續。

△内債券の申立て手續、被保険者登録手續、年金額変更手續。

△内債券の申立て手續、被保険者登録手續、年金額変更手續。

12月18日 社会保障審議会年会企画会【発言抜粋】

平成26年4月8日 原生効側省年金局税務課（資金運用担当）



人之私利者也。故曰：「君子不以利為利。」



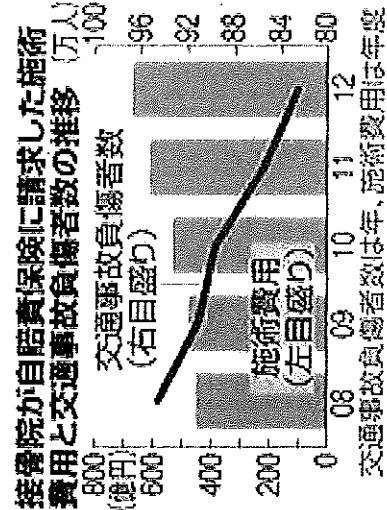
年会費立会の運用見直し

龍虎新報 2014年(平成26年)4月8日(火曜日)



自立宣言

厚生労働大臣認可の国家資格。資格があれば、接骨院を開業できる。施術対象は打撲やねんざ、骨折など。急性保険が使える。「接骨院」との名称で開業する例も多い。あくまでマッサージ指圧師、はり師、きゅう師はそれぞれ別の国家資格。



車を持つすべての人が加入する自動車損害賠償責任（自賠責）保険に対し、接骨院からの保険金請求が急増していることが分かった。治療費の基準がなく、請求内容の審査をするため、不正請求が横行。「赤ちゃんが腰痛を訴えた」など現実にはありえない診断がまかり通っている。国土交通省、金融庁など関係省庁は、改善策の検討に乗り出した。▶38面=むさぼる接骨院

損害保険料率算出機構・自賠責損害調査センターによれば、2012年までの5年間で、交通事故負傷者は94万人から82万人に減少。一方、12年度までの5年間で、接骨院が自賠責に請求した総施術費は452

赤ちゃんが腰痛

毎日通院

専門から673専門士、5倍に増えている。

接骨院を専門柔道整復師＝■らでつくる公益社団法人・日本柔道整復師会によると、接骨院による自賠責への請求が増えた一因に、交通事故患者を抱き込んだ不正・過剰請求がある。

生後6ヶ月の男児が「腰部の痛みを訴えた」とし、「歩行困難になった」と診断した川崎市の患者が40歳離れたさじたま市の接骨院に半年間、1日も欠かさず通院した。こうした虚偽の疑いのある請求が増え、厳密な審査もないまま保険金が支払われている。

自賠責には健康保険のような治療費の基準がなく、接骨院や医療機関が自由に治療費を決める。診療回数の増しのほか、治療費の過剰請求もあるという。

自賠責の保険金が野放風に使われるなど、保険料の値上げにつながる。自家用乗用車だと現在、3年で1台あたり3万9千円。最近では1年度に11.7%、13年度にも13.5%値上がりしている（全車種平均）。

日本損害保険協会が昨年11月、不正請求の検討会を設置。議論を踏まえ、国土交通省などが改善策を検討している。（次世代、田内康介）

骨の言ふところ

審査すさん不正横行

◎朝日新聞社は日本の著作権法並びに国際条約無により複製転載を禁じます。